エネルギー需要最適マネジメント推進事業費補助金交付規程

平成15年10月1日 平成15年度規程第58号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成14年法律第145号。以下「機構法」という。)第15条第1項第5号の規定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)が行う、エネルギー需要最適マネジメント推進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付の手続き等を定め、もってその業務の適性かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 機構が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号)、機構法、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合 開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成15年経済産業省令第120号)、エネルギー需要最適マネジメント推進事業費補助金交付要綱(平成13・03・30財資第108号)並びに独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書(15度新エネ総第1001004号)に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の対象)

- 第3条 機構は、エネルギー需要最適マネジメント推進事業(以下「補助事業」という。
 -)の実施に必要な経費のうち、別表に掲げる補助対象経費の範囲内で適当と認める経費 (以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において、当該補助事業を 行おうとする者(以下「補助事業者」という。)に対し、当該補助対象経費の一部に充 てるため、補助金を交付する。

(補助金の額及び補助率)

第4条 前条に規定する補助金の額は、補助事業の予算の範囲内とし、補助率は別表のと おりとする。

(交付の申請)

- 第5条 機構は、補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)に対し、 様式第1による補助金交付申請書に機構が指示する書類を添付して、提出させるものと する。
- 2 機構は、申請者が前項の補助金の交付の申請を行うに当たっては、当該補助金に係る 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消 費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る 消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第22 6号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た 金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請させるものとする。ただし、申請時にお いて当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、こ の限りでない。

(交付の決定等)

第6条 機構は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付の決定を行い、様式第2による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

この場合において、機構は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助 金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

- 2 機構は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができるものとする。
- 3 機構は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項による補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 機構は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に 係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減

額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

5 機構は、補助金の交付が適当でないと認めたときは理由を付して、その旨を申請者に 通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の 交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請の取り下げをしよう とするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に、様式第3による交付申 請取り下げ届出書を機構に提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

- 第8条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4による補助事業計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - (イ)補助事業に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、 より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - (1) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - (2) 補助対象経費の費目ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、区分内における各費目配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の範囲内で変更をする場合を除く。
 - (3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
 - (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 機構は、前項に基づく補助事業計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、 当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該 補助事業者に通知するものとする。
- 3 機構は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は 条件を付すことができる。

(遅延等の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる 場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第5による遅延 等報告書を機構に提出し、その指示に従わなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、機構が特に必要と認めて指示したときは、その指示した期間に係 る補助事業の実施状況について、機構に報告しなければならない。

(実績報告)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日)から起算して30日以内又は当該補助事業の完了した日の属する機構の会計年度の3月10日のいずれか早い日までに、様式第6による補助事業実績報告書を機構に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費 税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除 税額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業が機構の会計年度内に終了しなかったときは、翌会計年度の 4月10日までに様式第7による補助事業年度末実績報告書を機構に提出しなければな らない。
- 4 第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合に は、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。

(補助事業の承継)

- 第12条 機構は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第8による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。
- 2 機構は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は 条件を付すことができる。

(補助金の額の確定等)

- 第13条 機構は、第11条第1項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る 書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が 補助金の交付の決定の内容(第8条第1項の規定に基づく承認をしたときは、その承認 された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額 を確定し、補助事業者に速やかに通知するものとする。
- 2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の費目ごとの実支出額に補助率 を乗じて得た額と、これらに対応する補助金の額(変更された場合は、変更された額と する。)とのいずれか低い額の合計額とする。
- 3 機構は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を 超える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還 を請求するものとする。
- 4 機構は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、 速やかに補助事業者に通知するものとする。
 - (1) 返還すべき補助金の額
 - (2) 加算金及び延滞金に関する事項
 - (3) 納期日
- 5 機構は、補助事業者が第3項の規定による請求を受け、当該補助金を返還したときは、 様式第9による返還報告書により報告させるものとする。
- 6 機構は、補助事業者が、返還すべき補助金を第4項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第14条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に 係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第10による 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかに機構に提出しなければならな い。
- 2 機構は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕 入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 前条第6項の規定は、前項の返還を請求する場合について準用する。

(補助金の支払)

- 第15条 機構は、第13条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金 を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、補助金の一部につい て概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11 による補助金精算(概算)払請求書を機構に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し等)

- 第16条 機構は、第8条第1項第4号の規定による申請があった場合及び次の各号の一に 該当すると認められる場合には、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部 若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更する ことができる。
 - (1) 補助事業者が法令若しくは本規程に基づく機構の処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 補助事業者が補助事業等に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の 全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 前項の規定は、第13条第1項に規定する補助金の額の確定があった後においても適用 があるものとする(第1項第4号に掲げる場合を除く。)。
- 3 機構は、第1項に基づく取り消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知 するものとする。
- 4 機構は、第1項の規定による取り消しをした場合において、その取り消しに係る部分に関して既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 5 機構は、前項の返還を請求したとき(第1項第4号に掲げる場合を除く。)は、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10. 95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとす

る。

6 第13条第4項から同条第6項の規定は、第4項の規定に基づく補助金の返還について 準用する。この場合において、第13条第5項中「様式第9」とあるのは、「様式第1 2」と読み替えるものとする。

(加算金の計算)

- 第17条 機構は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求 した額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した 額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さか のぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収 するものとする。
- 2 機構は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求し た補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に 充てるものとする。

(延滞金の計算)

- 第18条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産等の管理等)

- 第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について様式第13による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第13による取得財産等明細表を第11条第1項に定める補助事業実績報告書に添付して提出するものとする。

(財産処分の制限等)

- 第20条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年 数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案して、経済 産業大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得 財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第14による財産処分承認申請書を 機構に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 機構は、前項の場合において、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることができるものとする。
- 5 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより補助 事業者が得た収入については、第4項の規定は適用しない。

(補助事業の経理等)

第21条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から実施する。

エネルギー需要最適マネジメント推進事業費補助金補助対象経費

区分	費目	内 容	補助率
導入設備 関連事業 費	設計費	機械装置等のシステム設計に係る経費	1 / 2
	設備費	機械装置等の購入、製造、据付等に係る経費(ただし、 土地の取得及び賃借に係る経費を除く。)	
	工事費	機械装置等の設置に直接必要な配管、配電等の工事に係る経費	
	諸経費	機械装置等の設置に直接必要なその他経費(工事負担 金、管理費(旅費、通信費、会議費等)等)	
	普及啓発費	エネルギー需要最適マネジメント推進事業を行うにあた り必要な情報収集及び普及啓発等の経費	
機器改良・修繕事業費	設計費	機器改良・修繕の対象(システム改良・修繕を含む)となる機械装置等のシステム設計又は設計変更に係る経費	1 / 2
	設備費	機器改良・修繕の対象(システム改良・修繕を含む)となる機械装置等の購入、製造、改良、修繕又は据付等に係る経費(ただし、土地の取得及び賃借に係る経費を除く。)	-
	工事費	機器改良・修繕の対象(システム改良・修繕を含む)と なる機械装置等の撤去、設置又は設置箇所の変更に直接 必要な配管、配電等の工事に係る経費	
	諸経費	機器改良・修繕の対象(システム改良・修繕を含む)となる機械装置等の撤去、設置又は設置箇所の変更に直接必要なその他経費(工事負担金、管理費(旅費、通信費、会議費等)等)	
調査研究事業費	調査研究費	エネルギー需要最適マネジメント推進事業に関する調査 研究	定額